

忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年12月27日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第8号

忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給水管及び給水用具の指定） 第9条 （略） 2 （略） （1） <u>産業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）<u>第30条第1項</u>の規定により指定された品目で、かつ、同法<u>第20条第1項</u>に規定する<u>日本産業規格</u>に該当するもの （2） 製品が<u>水道法施行令</u>（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの （3） 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令<u>第6条</u>に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの 3・4 （略） <u>（料金及び使用料の計算方法）</u> 第18条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第5項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第3項に掲げる額を合算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	（給水管及び給水用具の指定） 第9条 （略） 2 （略） （1） <u>工業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）<u>第19条第1項</u>の規定により、指定された品目で、かつ、同法<u>第17条第1項</u>に規定する<u>日本工業規格</u>に該当するもの （2） 製品が<u>政令第5条</u>に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの （3） 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令<u>第5条</u>に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの 3・4 （略） <u>（料金及び使用料）</u> 第18条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第5項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第3項に掲げる額を合算した額と、<u>その額に100分の8</u>を乗じて得た額との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（以下「新規程」という。）第18条の規定は、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新規程第18条の規定の適用の日（以下「適用日」という。）以後初めて計量する使用水量をもって算定する料金及び当該計量に係る使用料（適用日前から継続して給水をしている場合に限る。）については、新規程第18条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。